

豊橋市道路及び水路境界立会に係る留意事項

令和4年4月1日

目 次

1. 趣旨	P.2
2. 境界確定財産の範囲	P.2
3. 申請者	P.2
4. 事務代理人	P.2
5. 公共用地境界確定申請	P.2～P.5
6. 委任状	P.5
7. 公共用地確定申請書変更届（様式第4号）	P.6
8. 事前協議	P.6
9. 境界立会	P.6
10. 境界立会の省略	P.6
11. 対側立会	P.6
12. 境界の同意	P.6
13. 境界確定処理	P.7
14. 不調処理	P.7
15. 再協議申請における境界明示処理	P.7
16. 境界明示書の交付申請	P.7
17. 資料提供	P.8
18. 警報・注意報発令時の立会の取扱い	P.9
19. その他	P.9
別添図1	官民境界明示参考図の留意事項
別添図2	官民境界明示図の留意事項
別添図3	官民境界明示図（交付申請用）の留意事項
別添図4	フォルダの作成手順
別添表1	申請者適格
別添表2	申請書の添付書類
別添表3	座標管理地区
別添表4	境界確定の条件

1. 趣旨

要綱第1条の境界確定とは、豊橋市が行う行政処分ではなく、隣接する土地の所有者が互いの合意に基づき、所有権界を決める契約行為であり、私人と同等の立場に立って境界確認を行う和解契約（民法第695条）である。

2. 境界確定財産の範囲

要綱第1条の規定に関わらず、明らかに市が管理すべき無地番地、空白地、国、県と管理協定が結ばれた財産、及び分権譲与財産については境界確定の対象とする。

3. 申請者

申請者は登記された者とする。但し、別添表1による書類を添付することにより、申請することができる。

4. 事務代理人

事務代理人とは、境界確定の申請手続き、調査、測量、事前協議等を行う者であり、立会及び承諾までを可能とする代理人ではない。

5. 公共用地境界確定申請

(1) 申請書の作成方法

- ・境界確定申請は道路、水路は別とする。
- ・書類は最新のもの（おおむね3ヶ月以内）を添付する。
- ・添付書類の注意事項は別添表2のとおりとする。
- ・申請人が別添表1に該当する場合、添付書類を提出する。
- ・登記されている所有者の住所・氏名と異なる場合は、住所・氏名の沿革が確認できる書類を添付する。

(2) 事務代理人

- ・法人格の場合は、代表者名及び担当者の氏名を記入する。
- ・測量士の場合は、登録通知書の写しを添付する。
- ・土地所有者から事務代理人への委任状は不要とする。

(3) 土地の表示

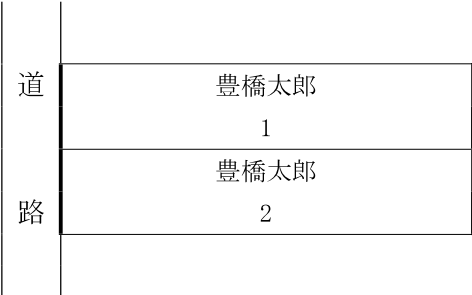
申請する土地の登記事項を記入する。

【例】 豊橋市〇〇町字〇〇 〇〇番 地目〇〇 地積〇〇㎡
同所 同字 〇〇番 地目〇〇 地積〇〇㎡

(4) 申請書の分け方

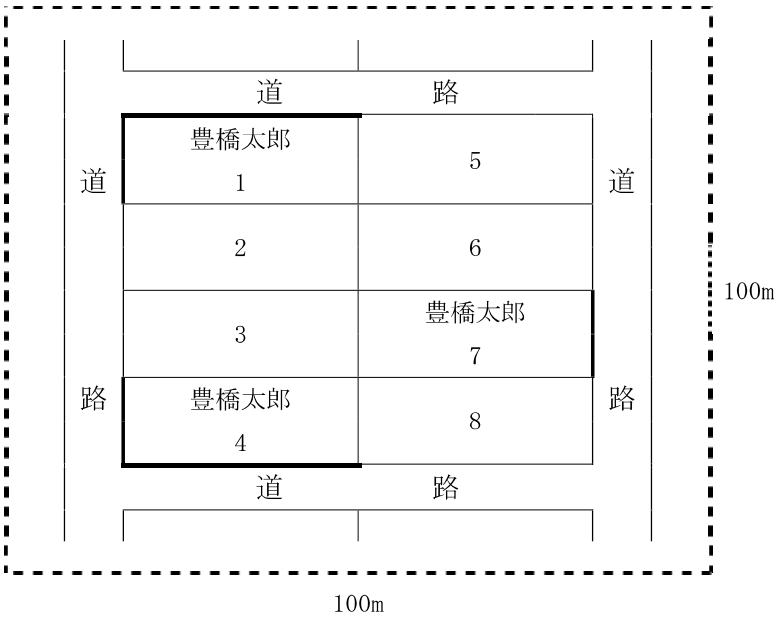
- ・ 同一現場であれば申請書（鑑）のみ分け、添付書類は集約する。
- ・ 以下の例に該当する場合は、同一申請とすることができる。

【例 1】 同一土地所有者で筆が連続する複数の土地の場合。



【例 2】 同一土地所有者で筆が連続せず、以下の条件を満たす場合。

- 【条件】
- ・ 同一町字内
 - ・ 同一ブロック内
 - ・ 100m 四方内

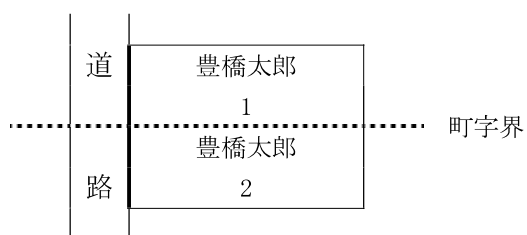


- ・以下の例に該当する場合は申請書を分ける。

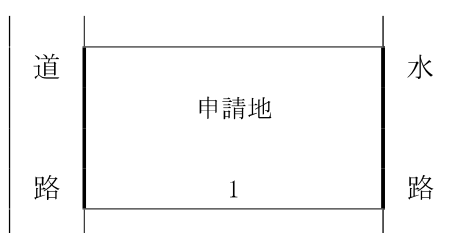
【例 3】連続する筆であるが土地所有者が異なる場合。



【例 4】連続する筆であるが町字名が異なる場合。



【例 5】同一申請地が道路・水路ともに接している場合。



(5) 申請理由

- ・申請理由は、具体的に明記する

【例】

「境界不明確のため」、「分筆のため」、「売買のため」、「地積更正のため」、「建築確認のため」、
「道（水）路用地の払下げ手続きのため」等

(6) 資料請求

- ・「要」又は「不要」に○印で囲む。

(7) 添付書類

別添表２のとおりとする。

(8) その他

- ・申請書の提出部数は、１部とするものとする。
- ・申請書は、要綱第２条に規定する財産であることを確認してから提出する。

6. 委任状

(1) 申請者用

- ・記入は原則自筆とする。
- ・様式は任意とする。
- ・共有土地所有者や相続人の権利を有する者に委任するものであり、権利を有しない第三者に委任するものではない。
- ・やむをえず、第三者が代筆する場合は、代筆理由、所有者との関係、代筆者の氏名、住所を記入する。

(2) 隣接者用

- ・記入は原則自筆とする。
- ・様式は任意とする。
- ・土地所有者が法人格の場合の住所、氏名欄への記入は、原則社名印(ゴム印可)とし、代表者印(認印可)で押印する。
- ・市へ提出するものは、写しでもよい。

(3) 対側者用

- ・記入は原則自筆とする。
- ・対側地の土地所有者が、道水路幅員の確認を親族以外の第三者に委任する場合に使用する。
- ・土地所有者が法人格の場合の住所、氏名欄への記入は、原則社名印(ゴム印可)とし、代表者印(認印可)で押印する。
- ・市へ提出するものは、写しでもよい。

7. 公共用地境界確定申請書変更届（様式第4号）

- ・立会日以前に土地の所有者に変更があった場合に提出する。なお、住所の変更があった場合は変更したことがわかる書類（住民票等）を提出する。

8. 事前協議

(1) 要綱第11条の事前調査の内容は、下記の定めるところによる。

- ・周辺土地の沿革の調査
- ・周辺土地の分筆経過と地積測量図の調査
- ・過去の立会記録、資料等の調査
- ・現況測量図と公図との整合性調査

(2) 市及び事務代理人等は所有権界と筆界が一致できるよう努める。

9. 境界立会

(1) 申請地周辺に復元可能な3本以上の引照鉾があることを確認し、必要に応じ市が管理する恒久的構造物に引照鉾を設置する。

(2) 境界立会に従事した職員は、協議内容及び確認事項等を記載した協議立会報告書を作成する。

10. 境界立会の省略

要綱第13条第1項第1号の座標管理地区とは、区画整理・土地改良等の事業が完了した区域のことであり、別添表3のとおりとする。

11. 対側立会

要綱第15条第1項に規定する幅員が公図、現況とも明らかでない場合は、対側地の関係土地所有者等の確認をとる。また、境界の位置と現況が大きく異なる場合も同様である。

12. 境界の同意

(1) 要綱第16条の承諾書及び確認書への署名又は記名押印は、それぞれ下記の定めるところによる。

- ・承諾書及び確認書への署名は原則自筆とする。
- ・やむをえず、第三者が代筆する場合は、代筆理由、所有者との関係を記入のうえ、代筆者の氏名、住所を署名又は記名押印する。
- ・土地所有者が法人格の場合の住所、氏名欄への記入は、原則社名印(ゴム印可)とし、代表者印(認印可)を押印する。ただし、代表者による委任状があれば、委任された社員等が個人名で署名又は記名押印することができる。なお、処分権限を有する者である場合は、この限りではない。

(2) 確約書（共有者・相続人）（様式第7号）

共有者全員又は相続人全員の承諾若しくは委任状がやむをえず整わない場合に共有者代表又は相続人代表として任意で記入する。

1 3. 境界確定処理

- (1) 立会後、要綱第 17 条に規定する書類が全て不備なく受理された日から、実働 5 日以降に公共用地境界確定通知書（様式第 8 号）を発行する。
- (2) 添付する図面について、各図面の作成の留意事項（別添図 1・2）を参照すること。
- (3) 要綱第 17 条第 1 項第 6 号の「その他市長が必要と認めるもの」とは、協議において提出を求められた資料をいう。
- (4) 申請地の公図写
 - ・道路を赤色、水路を青色で境界確定申請場所を明示し、申請地と記入する。
- (5) 公共基準点使用報告書（公共基準点管理保全要綱 様式第 3 号）を提出する場合は以下の書類を添付する。
 - ・精度管理表
 - ・基準点網図
- (6) 道水路内民地の確認において、市が管理界として示す場合は、各号及び要綱を準用して処理するものとする。

1 4. 不調処理

- (1) 立会後、要綱第 18 条に規定する書類が全て不備なく受理された日から、実働 5 日以降に公共用地境界不調通知書（様式第 9 号）発行する。
- (2) 要綱第 18 条第 1 項の「再協議に該当するか審査」とは、以下のことについて審査する。
 - ・示した線について、現況、公図、地積測量図等の資料及び周辺の測量結果を基に道路幅や民地奥行及び面積等を確認し、一部の土地所有者に不利益がないか、将来的に問題にならないか等の審査。
 - ・別添表 4 「境界確定の条件」に定める、必要な条件を満たしているかの審査。

1 5. 再協議申請における境界明示処理

- ・立会後、要綱第 19 条に規定する書類が全て不備なく受理された日から、実働 5 日以降に公共用地境界明示通知書（様式第 12 号）を発行する。

1 6. 境界明示書の交付申請

- (1) 要綱第 23 条に規定する書類が不備なく受理された日から、実働 5 日以降に境界明示書（様式第 13 号）を発行する。
- (2) 代理で申請する場合は委任状等、土地所有者から委任していることが判断できるものを添付する（コピー可）。
- (3) 境界明示書の交付申請の鑑は道路、水路は別とする。
- (4) 官民境界明示図（交付申請用）の留意事項（別添図 3）を参照すること。
- (5) 境界確定された後に、変動があった土地の申請をする場合は、その経緯が分かる書類（全部事項証明書等）を添付する。
- (6) 共有・相続の場合で申請者となり得る者が複数いる場合は、そのうちの一人でよいとする。

17. 資料提供

(1) 境界確認資料提供願・誓約書(様式第3号)の記入方法

- ・要綱第24条第1項の土地所有者は、要綱第5条の申請者を準用する。
- ・土地の表示欄は登記事項要約書等と同じ表記で記入する。ただし、地目・地積の記入は不要とする。また、複数筆申請の場合は、代表地番のみの記入でも可とする。
- ・公共用地境界確定申請と同時申請の場合は、申請者欄への記入を省略することができる。

(2) 電子媒体での作成方法

- ・電子媒体は原則、USBメモリ(256MB以上)とする。
- ・その他作成方法の詳細は別添図4フォルダの作成手順を参照すること。
- ・作成後、立会申請と同時に提出することを原則とする。

(3) 資料提供の原則

- ・資料提供範囲は原則、申請地ブロックと外周ブロックとする。
- ・電子媒体は事務代理人等が持参する。
- ・国道、県道等の境界確定において、市所有の資料が必要と認められる場合は、提供することができる。その場合は、国、県等へ提出する申請書鑑の写し等使用目的が明確となる書類を必要とする。
- ・民地のみ境界確定において、将来的に道水路の境界確定に影響が出る可能性があると認められる場合は、提供することができる。その場合は、確定後に参考図等の書類を提出する。

(4) 資料提供予定日

窓口受付日から実働日数7日以降

18. 警報・注意報発令時の立会の取扱い

(1) 午前立会の場合

- ・午前7時までに警報が解除されていない時は、当日立会は中止とする。
- ・午前7時までに注意報下であり、今後天候の悪化(警報発令)が予測される場合も当日立会は中止とする。

(2) 午後立会の場合

- ・午前10時までに警報が解除されていない時は、当日立会は中止とする。
- ・午前10時までに注意報下であり、今後天候の悪化(警報発令)が予測される場合も当日立会は中止とする。

(3) 立会の中止等の連絡(発議)

中止決定判断は原則、事務代理人に委ね、調査グループまで連絡するものとする。

(4) 再立会日の設定

一週間以内の立会を目標に、事務代理人と市で協議の上速やかに立会日を設定し、これを実施する。

(5) 対象となる警報・注意報

大雨、暴風、雷、洪水などの警報・注意報

19. その他

この留意事項に定めのないものについては、その都度市長が定める。

別添表 1 申請者適格

申請人		添付書類
共有者代表		他の共有者全員からの委任状 ※ 1
遺産分割協議無	1. 相続人全員	相続関係説明図※ 2、住民票(コピー可)
	2. 相続人代表 (複数の代表あり)	相続関係説明図※ 2、相続人代表の住民票(コピー可)、委任状
遺産分割協議有	3. 相続人全員	遺産分割協議書※ 3、住民票(コピー可)
	4. 相続人代表 (複数の代表あり)	遺産分割協議書※ 3、相続人代表の住民票(コピー可)、委任状
成年後見人、保佐人等		裁判所等の公的機関が発行する法定代理人等を証明する書面 ※ 4
破産管財人、清算人等		
その他 (代理人等)		申請者の包括的な代理人として、境界確定において権限を有する者であることが確認できる書類※ 5

※ 1 原則、委任者の自筆とし、原本または原本証明したものを添付する。

※ 2 作成した事務代理人名ならびに作成日を記載する。

※ 3 写しでもよいが、原本の写しであることを証し、事務代理人名を記載する。

※ 4 写しでもよいが、原本の写しであることを証し、事務代理人名を記載する。ただし、清算人による申請で、法人の全部事項証明書等により確認できる場合は、この限りではない。
また、申請書に土地所有者を明記のうえ、法定代理人等が併記して申請する。

※ 5 写しでもよいが、原本の写しであることを証し、事務代理人名を記載する。
また、申請書に土地所有者を明記のうえ、代理人等が併記して申請する。

別添表2 申請書の添付書類

添付書類	備考
現地案内図	・申請地と代表的な目標地が示されているものとする。 ・目標地が近くにない場合は、広域の地図（都市計画図等）を添付する。 ・住宅地図の写しでもよい。
申請地の公図写し※1	・道路を赤色、水路を青色で境界確定申請場所を明示し、申請地と記入する。
申請地の登記事項要約書 又は全部事項証明書	・写しでもよい。
関係土地所有者一覧表	・登記情報により、一覧を作成すること。 ・申請する箇所の両隣接地（道・水路を含む）及び対側地（原則、必要とするが、明らかに所有者を特定する必要がないと判断できる時は不要）とし、調査した者の職名ならびに氏名及び調査した日付を記入する。 ・座標管理地区等で立会省略に該当し、明らかに対側地土地所有者の立会が不要な場合は、対側地の記載は省略することができる。 ・土地所有者が共有で複数名の場合は、所有者全員の住所ならびに氏名を記載する。 ・必要とする全ての登記事項要約書等（コピー可）をもって代えることができる。
合成図	・原則、申請地ブロックと対側地側ブロックをすべて表示する。 ・道路を赤色、水路を青色で境界確定申請場所を明示し、申請地と記入する。
その他市長が認めるもの	・申請地の地籍測量図等をいう。

- ※1
- ・法務局備え付けのものとする。
 - ・道水路同時申請の場合は、同一図面への表示とすることができる。
 - ・公共事業等の広域に及ぶ場合は、合成図とすることができる。

別添表 3 座標管理地区

事業名等	区域
飯村土地区画整理事業完了地区	飯村北、飯村南、飯村町字高山 317・318、飯村町字東川 63～71
前田南土地区画整理事業完了地区	前田中町、前田南町一～二丁目、小畷町 301～471・501～636、新吉町 73
前芝西部土地区画整理事業完了地区	西浜町
福岡東部土地区画整理事業完了地区	つつじが丘、佐藤
牟呂土地区画整理完了地区	牟呂市場、牟呂大西、牟呂公文、牟呂水神、牟呂外神、牟呂中村
杉山ふれあいガーデンタウン完了地区	杉山町いずみが丘
東口駅南区画整理完了地区	駅前大通一丁目、西小田原町、西松山町
万場調整池付近土地改良完了地区	老津町字切山 226～294、老津町字南山、城下町字東休場、西赤沢町字池見、西赤沢町字大坂 1141、西赤沢町字神田、西赤沢町字堂田 663、西赤沢町字万場、西赤沢町字深山 208～232、東赤沢町字西横根 238～307、東赤沢町字竜下 295～549
高豊土地改良区坪ノ谷第一地区	伊古部町字西ノ谷 183～357、東赤沢町字北ノ谷 179～188、東赤沢町字坪ノ谷 730～831
県営ほ場整備事業豊橋地区	東七根町字一の沢 100-1～139、東七根町字大山 200-1～246、東七根町東大山 100～164、東七根町東六ツ峰 200～312-3、西七根町字西六ツ峰 300～406、西七根町字六ツ峰 400～456、西七根町字むつみね台 1-1～61、西七根町字南六ツ峰 1～43、西七根町字唐沢 400～522、西七根町字下相待ヶ谷 200～237-4、若松町字北ヶ谷 300～331、若松町字豊美 500～530、野依町字上古川 100～107
県営農地開発事業伊古部地区	伊古部町字大欠 200～299、伊古部町字北椎ノ木谷 300～414、伊古部町字島 300～455、伊古部町字長左ヶ谷 200～378、伊古部町字多岸田 200～315、伊古部町字大塚 200～267、伊古部町字南椎ノ木谷 100～168、伊古部町字小鮎ヶ谷 200～390、東赤沢町字観音堂 100～143 ※原則、立会必要
豊橋南部土地改良区基盤整備促進事業彦坂池下地区	大清水町字大清水 721～780、大清水町字彦坂 51～110、大清水町字姫田 51～83
高豊土地改良区ほ場整備事業高塚大山地区	高塚町、伊古部町の一部
県営ほ場整備事業豊橋第2地区	若松町、野依町の一部
基盤整備促進事業高塚一ノ沢地区	高塚町、若松町の一部
豊橋火打坂川土地区画整理事業	大岩町字火打坂南
基盤整備促進事業兎池地区	二川町字兎池の一部 三弥町字元屋敷の一部 豊清町字豊清の一部、字籠田の一部 中原町字丸山の一部

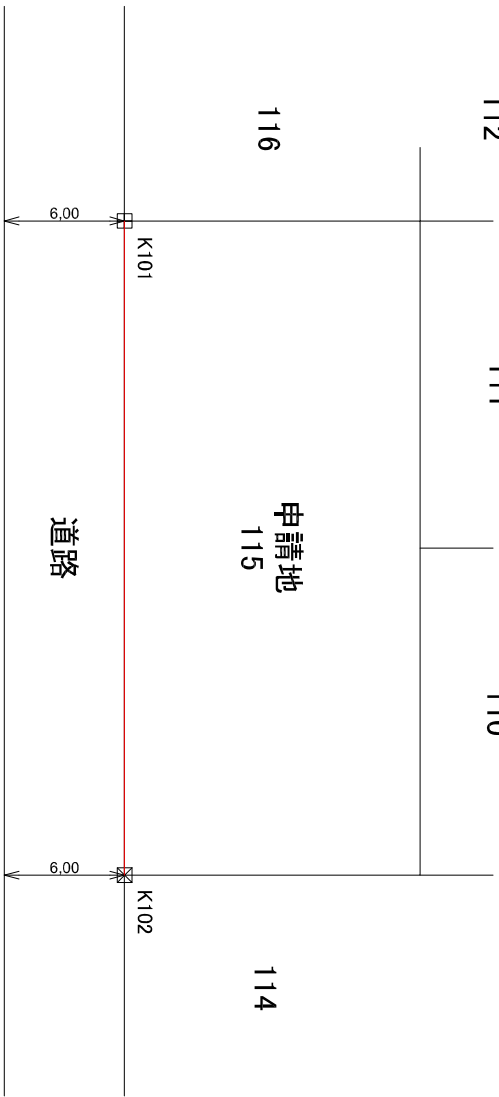
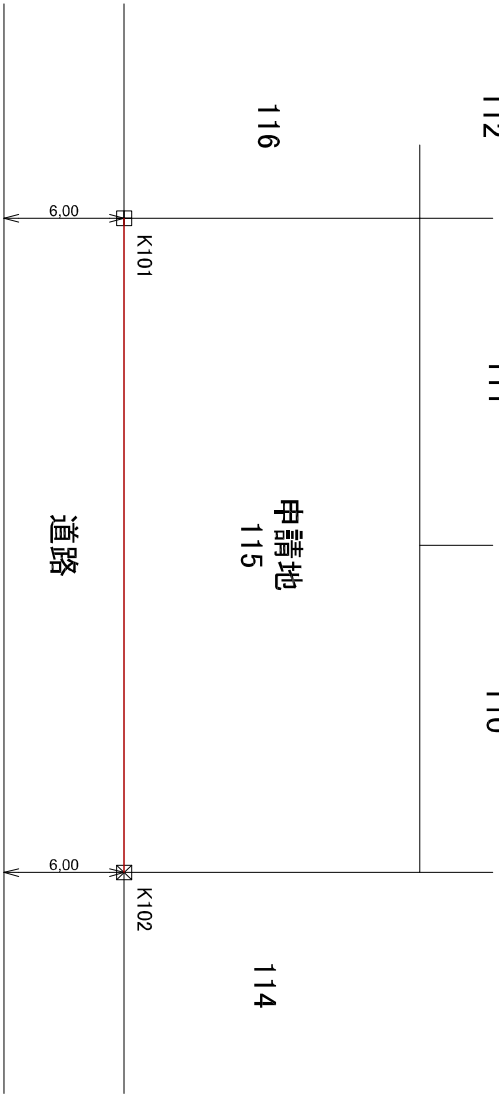
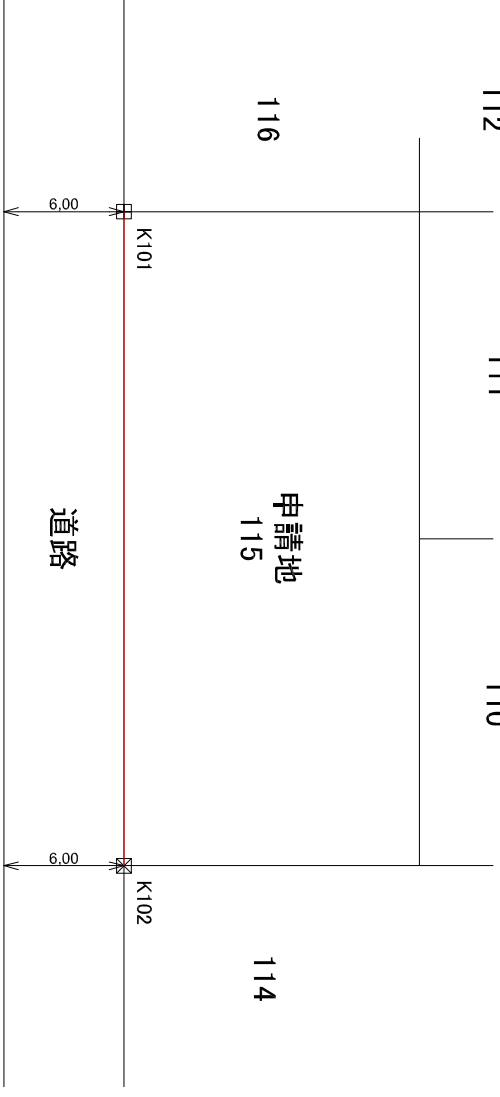
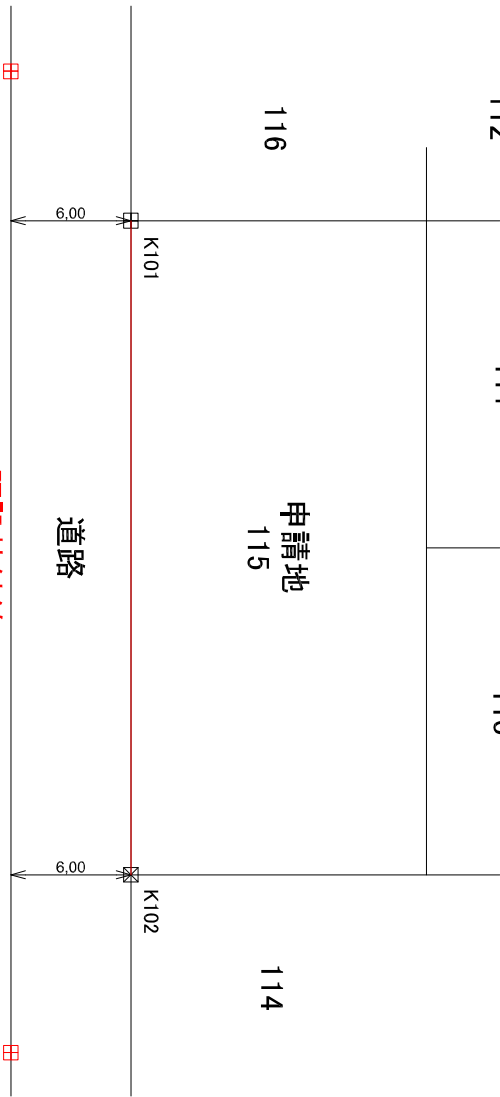
別添表 4 境界確定の条件

＜ 隣 接 地 ＞		○印を確定とし、▲印は市の取扱上、不調であるが再協議の対象とする。		
分類 (所有形態)	署名者	状況	署名欄	判定
所有者 1 名	所有者本人	→	○○△△ →	○
	所有者の妻(夫)	委任状有り →	○○□□ →	○
	所有者の家族等	委任状書けない状況	(所有者との関係 妻) ○○△△ 代筆○○□□ →	○
		意思決定能力あり →	(親族等代表) ●●■ ■ + 確約書 →	▲
所有者複数 (墓地、マンション等)	所有者全員	→	→	○
	所有者代表	全員の委任状有り →	●●■ ■ →	○
		委任状取れない(確約書有り) →	(代表) ●●■ ■ + 確約書 →	○
		委任状取れない場合 →	(代表) ●●■ ■ →	▲
法人等	取締役等	→	代表取締役 ■ ■ ○ ○ →	○
	社員等	委任状有り(支店印可) →	総務課 ● ● ■ ■ →	○
		委任状無し →	総務課 ● ● ■ ■ (処分権限有り) →	○
			総務課 ● ● ■ ■ (処分権限無し) →	不調
隣地所有者死亡時	相続予定者全員	相続関係書類有り	→	○
	相続人代表	確約書有り →	(相続人代表) ● ● ■ ■ + 確約書 →	○
		確約書無し →	(相続人代表) ● ● ■ ■ + 事務代理人 →	○
		相続人代表のみ →	(相続人代表) ● ● ■ ■ →	▲
	相続人	相続人	(相続人) ● ● ■ ■ 持分 2 分の 1 以上 →	▲
その他	所有者の法定代理人	代理人証明有り →	● ● ■ ■ →	○
	道路内民地所有者代表	→	(代表) ● ● ■ ■ →	▲
	所有者所在不明		→	不調
	所有者立会拒否		→	不調
	所有者署名拒否		→	不調
国	申請者との「官民境界確認書」の写しで可		→	○
県	立会担当者		担当者の署名又は記名押印 →	○

(代表)等表記有りがベスト

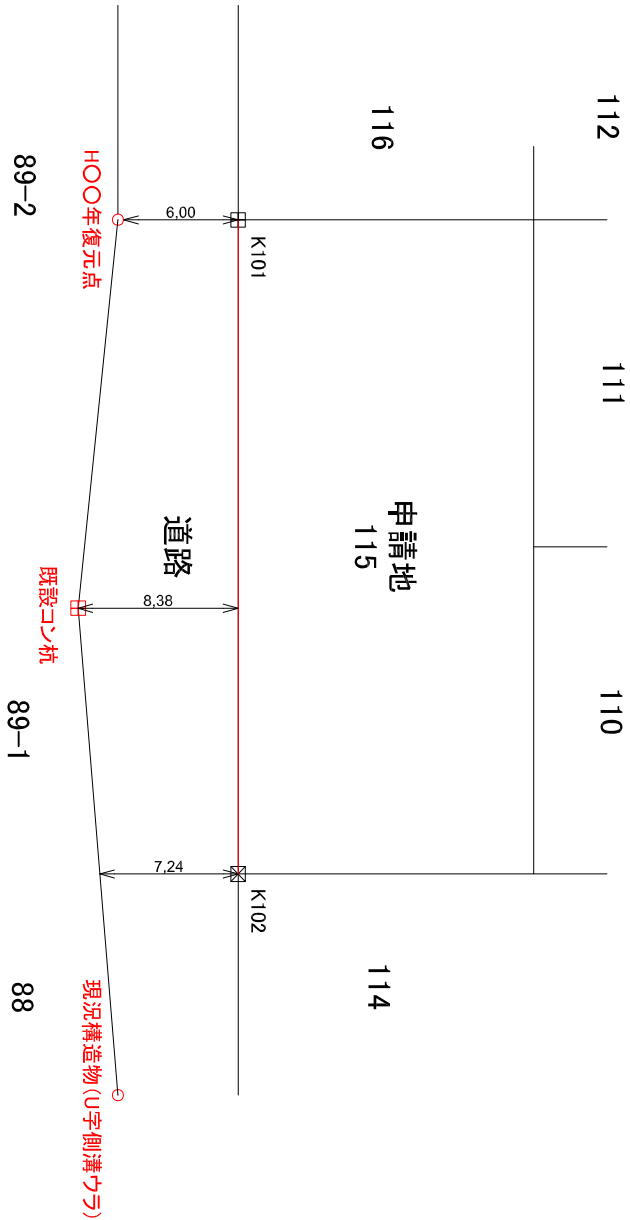
＜ 対 側 地 ＞		○印を確定とし、▲印は市の取扱上、不調であるが再協議の対象とする。		
分類 (所有形態)	署名者	状況	署名欄	判定
所有者 1 名以上 (家族)	所有者本人または家族	委任状不要 →	○○△△ →	○
	代理人(赤の他人)	委任状無し →	○○□□ →	▲
所有者複数 (赤の他人)	所有者(家族も可)の一部	過半数の同意有り	○○△△、□□▲▲、…… →	○
		過半数に満たない同意有り	□□○○ →	▲
	管理組合の理事等 または代表者	証明できる書類等 →	管理組合理事 ○ △ ○ △ →	○
法人等	社員等	委任状無し →	総務課 ● ● ■ ■ (処分権限無し) →	▲
その他	所有者所在不明、立会・署名拒否等		不明、署名拒否等 →	▲

対側の線種表記例1（官民境界明示図）

【過去に立会い済み（復元可能）の場合】  112 111 110 申請地 115 114 道路 6.00 K101 K102 89-2 89-1 88 HOO年復元線 HOO年復元線延長	【現況構造物の場合】  112 111 110 申請地 115 114 道路 6.00 K101 K102 89-2 89-1 88 現況構造物線（U字側溝ウラ） 現況構造物線（ブロック塀ウラ）
【現況に明確な境がない場合】  112 111 110 申請地 115 114 道路 6.00 K101 K102 89-2 89-1 88 公図線	【既設の杭等で示す場合】  112 111 110 申請地 115 114 道路 6.00 K101 K102 89-2 89-1 88 既設杭結線 既設境界標結線 ※ 既設杭で道路幅を示す場合は 対側の杭等の表記を認める。 点名および座標値は表記しない。

対側の線種表記例2（官民境界明示図）

【復元点と現況点の結線など】



※ 復元点と杭の結線等、複数のパターンが混在
する場合は、折点ごとに種類を表記する。
ただし、点名および座標値は記載しない。

別添図1

图 参考明示境界民官

図面上部及び表題欄に「官民境界明示参考図」と表記する。

留意事項の作成図参考明示境界民官

町田市〇〇町7番、8番2

図面上部及び表題欄に申請地番を表記する。

*文字、数字はスキャナーで読み込みますので大きく書いてください。

*住所、氏名、地積、地目等の個人情報
表記しない。

* 今回の境界線を決める際に基準とした点及び座標値を記載する。

又、対側線の基準として立会時に示した点についても同様に点名、座標値、プロットマークを記載し、道路幅員を明記する。

*トラバース点ならびに座標値を記載する。

* 民衆界の座標値の記載は任意とする。

*任意座標の時の引照点の表示は
IN1、IN2・・又は引照点（引照鉄）と表
す。

*世界測地の引照点の表示は西暦（下二桁）・立会月日・立会班（A、B、・・・）番号とする。

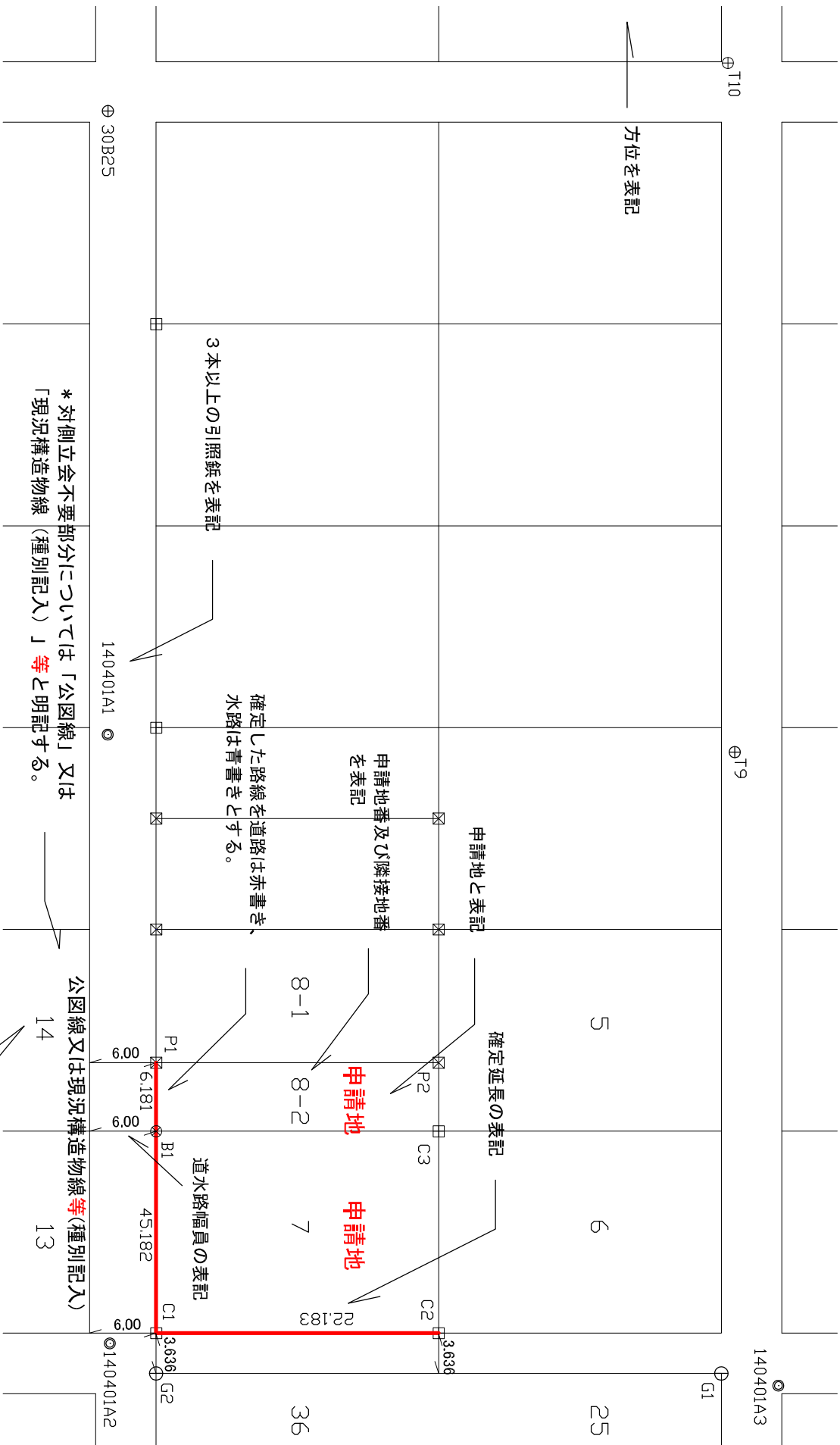
この作図例の場合、立会日2014年4月1日立会班がA班なので140401A1・・・となる。

* 3本以上の引照鉦を記載する。

* 世界測地の成果の時は今回の測量に使用した基準点の座標値を座標一覧表に記載する。

* 道水路幅が4 m以下の場合は幅員をmm単位で表記する。

* 道水路幅が4m超の場合は対側に公図線又は現況構造物線等（種別記入：対側の線種表記例参照）を描写し、現況幅員又は公図幅員をcm単位で表記する。



縮尺の表記

凡例

	コンクリート杭
	プラスチック杭
	紙
	金属標
	計 算 点
	引 照 点

座標一覽表			
点名	X座標	Y座標	備考
P1	-140212.174	22720.372	
P2	-140193.016	22736.915	
C1	-140187.210	22759.684	
C2	-140208.862	22785.332	
C3	-140197.061	22741.588	
B1	-140216.219	22755.046	
B2	-140188.917	22778.9857	
G1	-140230.496	22741.541	
140401A1	-140196.015	22695.245	新点
140401A2	-140232.665	22736.467	
140401A3	-140188.917	22778.985	

点名	X座標	Y座標	備考
30818	-140086.129	22939.649	
30825	-140159.881	22652.878	
30840	-140303.457	22828.214	
T3	-140272.633	22789.924	
T5	-140126.012	22825.892	
T6	-140099.852	22866.480	
T7	-140095.340	22885.296	
T8	-140078.977	22905.075	
T9	-140154.436	22783.519	
T10	-140114.160	22686.277	

図面作成年月日の表記（最後に承諾を得た日より後の日付であること。）

図面作成日	平成〇〇年 〇月 〇日	座標系	世界
所 在	豊橋市〇〇町7番、8番2		
図面名称	官民境界明示参考図	縮 尺	1/500
作成者	豊橋市〇〇町〇〇番地 土地家屋調査士 〇〇 〇〇 職 印		

官民境界明示図作成の留意事項

官民境界明示図

豊橋市〇〇町7番、8番2

図面上部及び表題欄に「官民境界明示図」と表記する。

図面上部及び表題欄に申請地番を表記する。

* 申請地の形状を全て描写する。
但し、線のみを描写し、その他の情報は一切記載しない。

隣地については地番および筆界線を描写して位置関係を明確にする。

* 道路の対側線を描写する。
但し、地番のみを記載し民民の筆界線は描写しない。
又、対側として示した道路幅員を明記する。

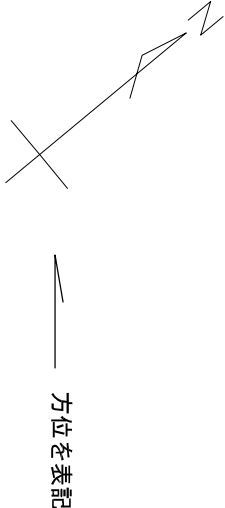
* 3本以上の引照鉄を記載する。

* 引照点の点名の表記は官民境界明示参考図と同様とする。

* 確定延長は表記しない。

* 道水路幅が4m以下の場合は幅員をmm単位で表記する。

* 道水路幅が4m超の場合は対側に公図線又は現況構造物線等（種別記入：対側の線種表記例参照）を描写し、現況幅員又は公図幅員をcm単位で表記する。

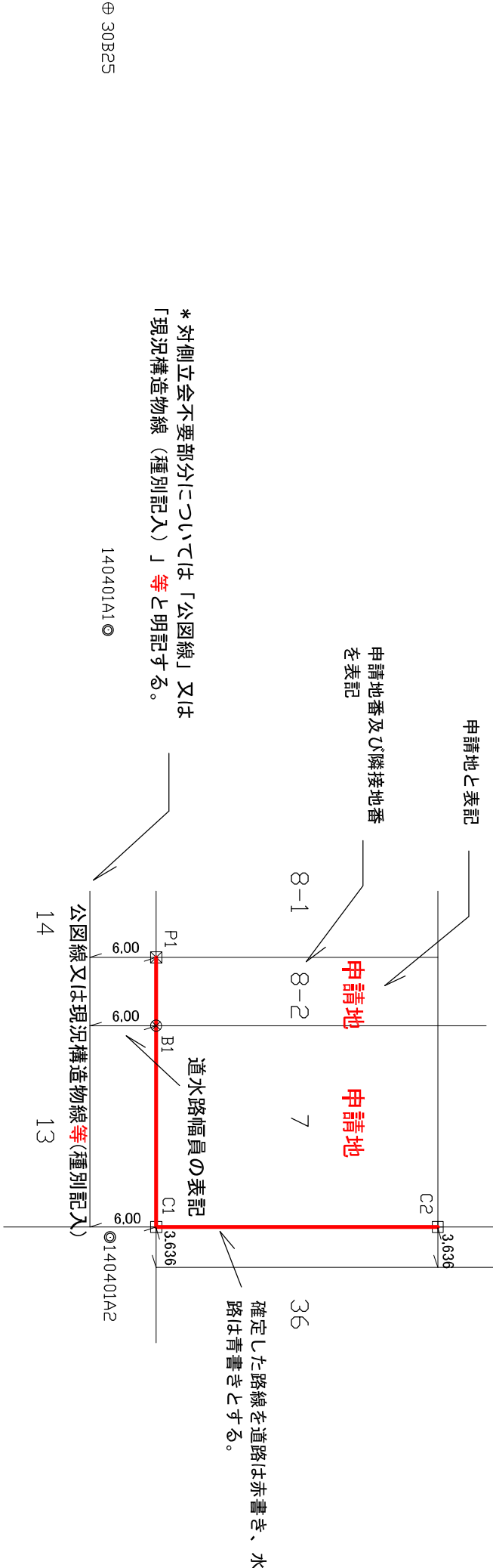


5

6

25

140401A3



* 対側立会不要部分については「公図線」又は「現況構造物線（種別記入）」等と明記する。

座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
P1	-140212.174	22720.372	
B1	-140216.219	22725.045	
C1	-140187.210	22759.684	
C2	-140208.962	22755.332	
140401A1	-140196.015	22695.245	新点
140401A2	-140232.665	22736.467	
140401A3	-140188.917	22778.985	
30B18	-140096.129	22839.649	
30B25	-140159.881	22652.878	
30B40	-140303.457	22828.214	

申請地側の道水路境界の座標値、引照点の座標値を表記する

世界もしくは任意と表記する。縮尺の表記

図面作成日	平成〇〇年 〇月 〇日	座標系	世界
所在	豊橋市〇〇町7番、8番2		
図面名称	官民境界明示図	縮尺	1/500

作成者	豊橋市〇〇町〇〇番地 土地家屋調査士 〇〇 〇〇	職印
-----	-----------------------------	----

官民境界明示図(交付申請用)作成の留意事項

※様式第13号申請用

官民境界明示図(交付申請用)

豊橋市〇〇町7番、8番2

図面上部及び表題欄に「官民境界明示図(交付申請用)」と表記する。

図面上部及び表題欄に申請地番を表記する。

* 申請地の形状を全て描写する。
但し、線のみを描写し、その他の情報は一切記載しない。
隣地については地番および筆界線を描写して位置関係を明確にする。

* 確定延長は表記しない。

* 3本以上の引照鉄を記載する。

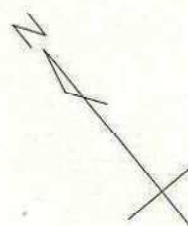
* 過去資料による交付申請の図面作成者は、今回の事務代理人が記名押印する。

* 過去資料による交付申請の場合、引照点の表示は原則として当時の引照点番号とする。

* 過去資料による交付申請の場合、任意測地系から世界測地系に変換した場合の点番の表示は原則として当時の点番と同じとする。

* トラバース点から復元した場合は、亡失した引照鉄を補完し座標値とともに図面に表記すること。

* 過去資料による交付申請の場合、新しい引照鉄を設置した時は、座標一覧表の備考欄に新設(新点)と記載する。



方位を表記

確定した路線を道路は赤書き、水路は青書きとする。

申請地と表記

申請地番及び隣接地番を表記

* 対側立会不要部分については「公図線」又は「現況構造物線(種別記入)」等と明記する。

道水路幅員の表記

公図線又は現況構造物線等(種別記入)

⊕ 30B25

140401A1○

○140401A2

全ての境界明示書交付申請用の図面に表記する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日の立会資料に基づき作成したものである。

* 過去資料による交付申請の場合、新しい引照鉄を設置した時は備考欄に新設(新点)と記載する。

* 過去資料による交付申請の場合、世界測地系の座標に変換する場合は、新旧座標の対比表を表記する。

世界もしくは任意と表記する。縮尺の表記

凡 例

田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
⊕	旗
□	金属標
①	計算点
◎	引照点

座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
P1	-140212.174	22720.372	
B1	-140216.219	22725.045	
C1	-140187.210	22759.684	
C2	-140208.962	22755.332	
140401A1	-140196.015	22695.245	新点
140401A2	-140232.665	22736.467	
140401A3	-140188.917	22778.985	
30B18	-140096.129	22939.649	
30B25	-140159.881	22652.878	
30B40	-140303.457	22828.214	

申請地側の道水路境界の座標値、引照点の座標値を表記する

座 標 対 比 表

旧座標			新座標		
点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
IN1	1008.968	918.145	IN1	-140196.015	22695.245
IN2	1050.190	881.495	IN2	-140232.665	22736.467
IN3	1011.719	834.150	IN3	-140188.917	22778.985
P1	1027.956	895.081	P1	-140212.174	22720.372
B1	1066.636	870.073	B1	-140204.319	22711.300
C1	1095.645	904.712	C1	-140197.773	22703.740
C2	1073.894	900.360	C2	-140208.962	22755.332

事務代理人の記名、押印(調査士は職印、法人は代表者印、測量士は認印)
法人の場合は担当者の氏名も記入する。

図面作成日	平成〇〇年 〇月 〇日	座標系	世界
所 在	豊橋市〇〇町7番、8番2		
図面名称	官民境界明示図(交付申請用)	縮 尺	1/500
作成者	豊橋市〇〇町〇〇番地 土地家屋調査士 〇〇 〇〇 職 印		